

事務室ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

非常勤職員勤務対応速報②

2020年4月17日 全組合員配布・分会掲示

国通知に反する通知の撤回を求め、新教連要求書を提出、週明けに交渉を設定

4月16日(木)通知の撤回を求め新教連で要求書を提出した。

新高教調べではこのような通知は全国で新潟だけ

各分会での抗議書の徹底をお願いします。(4月16日付指示第9号)

※とりくみ期間が短いため注意

参考：

国通知内容（教育活動の再開等に関するQ&A、臨時休業の実施に関するガイドラインより）
「各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体の業務体制の確保に万全を期すこと」、「授業がない場合においても、授業準備や家庭学習の支援、学校施設の修繕、消毒など、何らかの業務に携わることが可能であると想定される」、「類似の業務を行うことが困難であれば本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせること」など適切に対応すること、「非常勤職員が勤務するにあたっては、在宅勤務や時差出勤の推進も含め、職員の柔軟な勤務態勢を確保すること」

成績処理業務は標準で6ヶ月分

※定期考査の回数ではありません！！

4月13日付指示第7号で成績処理業務の設定月確認のとりくみを行っています。本部へ5ヶ月の設定という学校が報告されています。「標準で6ヶ月分、考査の回数ではない」と4月17日高校課に再度やりとりをし、周知徹底を求めました。また、成績処理業務を行うためだけに勤務する場合も通勤手当が支給されると確認しました。制度が始まり、不十分な点がすでに見られます。今後も不利が生じることのない運用となるようとりくみをしていきます。

緊急事態宣言を受け、教職員の勤務態様について県教委に確認をしています。

速報等で周知いたします。(新潟高教組HPでも情報を発信していきます)

<http://www.shinkoukyou.net/>

(指示文書、組合員のページのID、パスワードは4月支部レジュメに記載)